

別表（第2条、第4条関係）

項目	適合基準	
賃貸住宅の家賃	近傍同種の住宅の家賃以下とすること。	
分譲住宅の価額	近傍同種の住宅の価額以下とすること。	
共用部分等	共同施設	駐車場、広場、緑地等、入居者の共同の福祉のために必要な施設
	住宅共用部分	廊下、階段、エレベーター等、入居者の多数が利用し公益性が高い施設
その他	<p>越前市中心市街地活性化プランに定める区域で、景観等に配慮すべき地域の取り扱いについて</p> <p>次の地域内においては、事業内容等について地域の同意を必要とする。ただし、このほかの地域についても、協調を旨とし、区長の同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京町地区街なみ環境整備区域（京町一丁目、京町二丁目及び京町三丁目）</li> <li>・四町まちづくり協議会区域（本町、元町、若松町及び平和町）</li> </ul>	
公表	整備事業（補助金の有無を含む）による定住化促進及び入居者等（家賃算定上等）へのメリット並びにデメリットを明確にし、公表すること。	